

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

令和5年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議



内閣府における 性犯罪・性暴力対策の取組

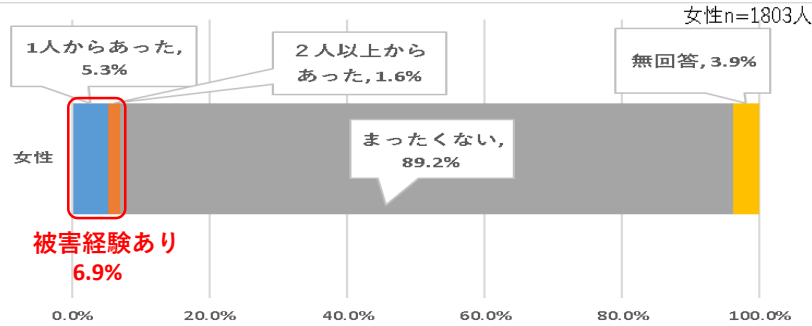
令和5年5月24日

内閣府男女共同参画局

「無理やりに性交等をされた被害経験」について

① 無理やりに性交等をされた被害経験

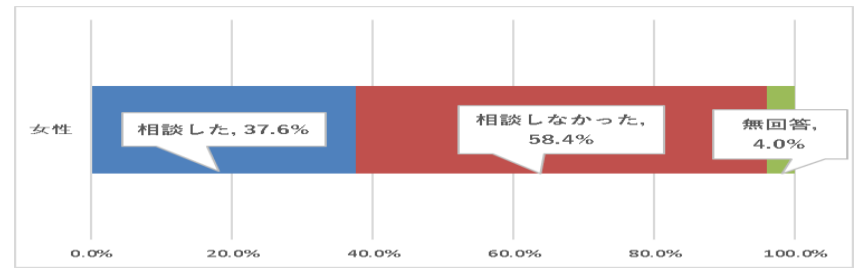
- 女性約14人に1人は無理やりに性交等をされた経験がある。



③ 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

- 被害を受けた女性の約6割はどこにも相談していない。

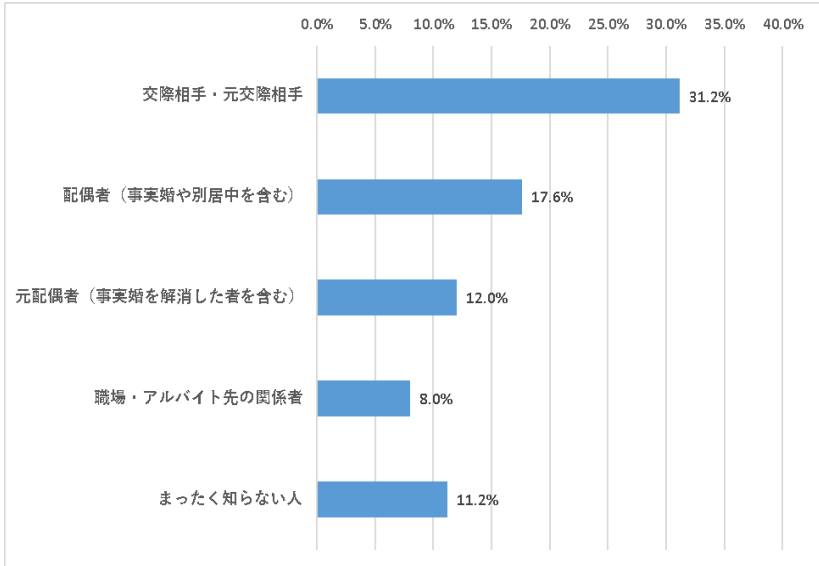
女性n=125人



② 加害者との関係（複数回答）

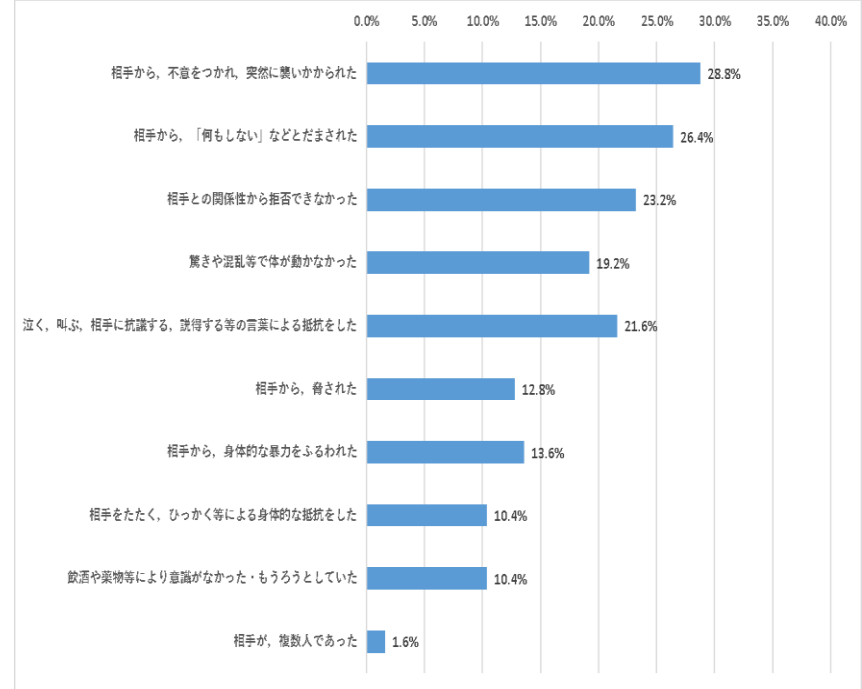
- 女性では「交際相手・元交際相手」が約3割、「まったく知らない人」が約1割。

女性n=125人



④ 被害にあったときの状況（複数回答）

女性n=125人



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

目的 役割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

設置根拠

- ・第5次男女共同参画基本計画
- ・第4次犯罪被害者等基本計画

設置都道府県数 (か所数)

・47都道府県
(52か所)

機能

- ・産婦人科等医療的支援(緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等)
- ・法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等)
- ・心理的支援(精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等)

運営

- ・内閣府から、都道府県等(今年度より指定都市・中核市を追加)へ「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

設置形態

- ・病院拠点型(12センター)
- ・相談センター拠点型(3センター)
- ・相談センター中心連携型(37センター)

24時間 運営

- ・21都府県(令和5年4月)
- ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」
夜間休日に対応していない道府県について対応(内閣府が設置)

相談件数

- ・58,771件(令和3年度)

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター
全国共通短縮番号(R2.10/1~)



「#8891」
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための
夜間休日コールセンター(R3.10/1~)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談
「キュアタイム」

R2.10/2~



キュアタイム

検索

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）

- ➔ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
 - 再犯防止プログラムの拡充
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、**依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要**

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。
「**相手の同意のない性的な行為は性暴力である**」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画基本計画の目標年度

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止（教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討）

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次的被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実（地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等）
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（困難女性支援法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間 等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済（AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等）
- インターネット上の性暴力等への対応（違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等）
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

➔ 本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

痴漢撲滅に向けた政策パッケージ（概要）

令和5年3月30日 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省

痴漢は、重大な犯罪である。個人の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許すことはできない。本パッケージは、関係府省が一体となって取組を強化するため、痴漢対策に取り組んでいく上での基本的な考え方を明らかにするとともに、今後実施する施策を取りまとめたもの。

痴漢被害の現状

- 16歳から24歳の女性の**10人に1人**が被害（内閣府調査）
- 被害者の**4分の3以上（76.9%）**が10代・20代の若年層（令和元年～3年の東京都における検挙。警察庁データ）

▶ 特に若年層の女性にとって身近な性暴力被害となっている。
（ただし、性別・年齢に関係なく被害者となり得ることに留意が必要）

1. 痴漢対策を進める上での基本認識

- 痴漢は重大な犯罪である
- 痴漢の被害は軽くない
- 被害者は一切悪くない
- 被害者を一人にしてはいけない
- 痴漢は他人事ではない

2. 痴漢撲滅に向けた今後の施策

- | | |
|------------------|--|
| (1) 痴漢を防ぐ取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 痴漢事犯の実態把握○ 重点的な取締りの強化○ 防犯アプリの普及○ 女性専用車両の導入等○ 鉄道事業者間での痴漢防止に係る効果的な取組の共有○ 車内防犯カメラの設置・設置基準の策定○ 通学路等における安全確保と安全教育○ 生命（いのち）の安全教育 |
| (2) 加害者の再犯を防ぐ取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 刑事施設等における性犯罪再犯防止指導等の実施○ 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施○ 地方公共団体が実施する性犯罪再犯防止の取組に対する支援 |
| (3) 被害者を支える取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 被害申告・相談をしやすい環境の整備（被害に遭った際や目撃した際にとることが望ましい行動の周知、通報先・相談窓口及び被害申告後の捜査の流れの周知、捜査段階における負担軽減等）○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知と痴漢被害に係る相談対応の充実○ 学校における相談体制の充実○ 痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応○ 被害に遭った受験生の受験機会の確保○ 警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化 |
| (4) 社会の意識変革を促す取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 鉄道事業者等と協働した痴漢撲滅キャンペーンの実施○ 若年層の性暴力被害予防月間等を通じた広報啓発○ 学校における広報・啓発活動の推進○ 児童生徒等への痴漢対応に関する取組の周知 |
| (5) 横断的推進のための取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 政策パッケージの確実な実行のための枠組み （「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」の開催、継続的なフォローアップの実施等）○ 関係府省が連携した痴漢対策に関する情報発信○ 痴漢被害に関する調査等の実施 |

AV出演被害防止・救済法



そのAV出演契約、やめることができます。
出演契約を無力化するルールが新しくできました。
(個人などが作る場合も対象です。)

〈法律のポイント〉

- 契約締結時には、契約書等を交付し、契約内容について説明する義務があります。
- 契約してから1か月は撮影してはいけないこと、撮影時には出演者の安全を確保すること、撮影や嫌な行為は断ることができること、公表前に事前に撮影された映像を確認できること、すべての撮影終了後から4か月は公表してはいけないことを義務付けています。
- 撮影時に同意していても、公表から1年間(法の施行後2年間は「2年間」)は、性別・年齢を問わず、無条件に契約を解除できます。
- 契約がないのに公表されている場合や、契約の取消・解除をした場合は、販売や配信の停止などを請求することができます。
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターで相談・支援を行います。

AV出演被害防止・救済法：https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/pdf/seiritsu_joubun.pdf